# 平成１６年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下、合わせて「統一交渉団」という。）とは、平成１６年９月２７日付確認事項第４項に基づいて、同年１２月１５日、ハンセン病問題対策協議会（続会）を開催し、以下の通り合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

1　在園保障（平成１３年１２月２５日確認事項第２項の「在園保障」をいう。以下同じ）の問題としての奄美和光園の将来構想に関する今後の議論において、奄美和光園の入所者の総意については、委任を受けた全国ハンセン病療養所入所者協議会が代弁を行う。

2　在園保障の問題としての奄美和光園の将来構想について、厚生労働省と統一交渉団は、互いに意見を出し合いながら取り組む。

3　上記を実施するにあたり、本年度内を目途に在園保障作業部会を開催するよう努力する。

平成１７年１月２０日

統一交渉団

代　表　谷 雄二

ハンセン病問題対策協議会座長

厚生労働副大臣　西 博義